

別紙3

一者応札・応募等事案フォローアップ票

| | | |
|--|-------------------|--|
| 法人名 | 独立行政法人工業所有権情報・研修館 | |
| 案件番号 | 1 | |
| 入札及び契約方式 | 一般競争(総合評価落札方式) | |
| 契約の件名及び数量 | 特実検索用PC 一式 | |
| 契約締結日 | 平成25年5月1日 | |
| 契約の相手方の商号又は名称等 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ | |
| 入札経緯及び結果 | 入札公告 | 平成25年2月4日 |
| | 説明会 | 平成25年2月19日 |
| | 入札受領期限 | 平成25年3月26日 |
| | 開札 | 平成25年4月19日 |
| 一者応札・応募等の改善取組内容 | | |
| 改善項目 | 状況 | 具体的な取組内容 |
| ①仕様書の見直し等 | ○ | 図面化した資料を添付する等、分かり易い内容となるよう仕様書の平易化を図った。 |
| ②業務等準備期間の十分な確保 | ○ | 事業開始までの準備期間を5ヶ月確保した。 |
| ③公告期間の見直し | ○ | 適正な入札公告期間(51日間)を確保した。 |
| ④公告周知方法の改善 | ○ | 官報、HPによる公告に加え、過去、入札説明会に参加した企業に個別に電話連絡した。 |
| ⑤電子入札システムの導入 | × | 導入の予定なし |
| ⑥業者等からの聴き取り | ○ | 前回の入札における課題を現行業者にヒアリングにより意見を聴取し、反映できるものを今回の仕様書に反映した。 |
| 法人における事後点検の結果講ずることとした措置 | | |
| 引き続き仕様書の平易化の取り組みを行うとともに、十分な入札公告期間を確保する。 | | |
| 契約監視委員会のコメント | | |
| 仕様書の平易化を行うとともに十分な入札公告期間を確保する等、複数応札者の確保に向けた取り組みを継続すること。 | | |
| (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) | | |
| 引き続き、仕様書の平易化、十分な入札公告期間の確保等、複数応札者の確保に向けた取り組みを実施する。 | | |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員 | | |
| 西澤昭夫委員長、萩原恒昭副委員長、小林幸夫委員、田中昌利委員、原田忠昭委員 | | |

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

別紙3

一者応札・応募等事案フォローアップ票

| | | |
|---|---|--|
| 法人名 | 独立行政法人工業所有権情報・研修館 | |
| 案件番号 | 2 | |
| 入札及び契約方式 | 一般競争(総合評価落札方式) | |
| 契約の件名及び数量 | 電子出願ソフトに係る運用支援業務 一式 | |
| 契約締結日 | 平成25年8月6日 | |
| 契約の相手方の商号又は名称等 | 富士通(株)・(株)JECC | |
| 入札経緯及び結果 | 入札公告 平成25年5月1日 説明会 平成25年5月13日 入札受領期限 平成25年7月1日 開札 平成25年7月26日 | |
| 一者応札・応募等の改善取組内容 | | |
| 改善項目 | 状況 | 具体的な取組内容 |
| ①仕様書の見直し等 | ○ | 事業全体の概略図を添付する等、分かり易い内容となるよう仕様書の平易化を図った。 |
| ②業務等準備期間の十分な確保 | ○ | 事業開始までの準備期間を拡大(4ヵ月 → 5ヵ月) |
| ③公告期間の見直し | ○ | 公告期間を拡大(50日 → 62日) |
| ④公告周知方法の改善 | × | 特になし |
| ⑤電子入札システムの導入 | × | 導入の予定なし |
| ⑥業者等からの聴き取り | ○ | 前回の入札における課題を現行業者にヒアリングにより意見を聴取し、反映できるものを今回の仕様書に反映した。 |
| | | |
| 法人における事後点検の結果講ずることとした措置 | | |
| 参考資料を含む仕様書の拡充を図り、事業開始までの準備期間をこれまで以上に確保するとともに、当事業の対象となり得る業者に対して積極的な声かけ等を行うことにより事業の周知を図る。 | | |
| 契約監視委員会のコメント | | |
| 相談員に求められる要件等を詳細を仕様書に記載したり、現実には相談された内容をまとめて仕様書に添付する等、事業実施のための体制整備の参考となるように仕様書等の内容の拡充を図ること。また、事業開始までの準備期間の確保し、当該事業の対象となり得る業者に対する声かけも積極的に行うこと。 | | |
| (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) | | |
| 次回の調達時には、上記のとおり仕様書等の拡充、準備期間の確保、積極的な声かけを行うことにより複数応札者の確保に向けた取り組みを実施する。 | | |
| 本案件を審議した契約監視委員会の委員 | | |
| 西澤昭夫委員長、萩原恒昭副委員長、小林幸夫委員、田中昌利委員、原田忠昭委員 | | |

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における一者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。